

# 福岡県公報

平成十八年六月二十八日  
第二千五百五十一号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第三十六号―第五十一号)

|  |         |
|--|---------|
| ○福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例<br>(議会事務局総務課)                    | ……………三  |
| ○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>(人事課)                                 | ……………三  |
| ○公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例<br>(人事課)                           | ……………三  |
| ○福岡県税条例の一部を改正する条例<br>(税務課)   | ……………四  |
| ○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例<br>(総務事務センター)               | ……………八  |
| ○福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例<br>(障害者福祉課)                           | ……………八  |
| ○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例<br>(障害者福祉課) | ……………九  |
| ○福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例等の一部を改正する条例<br>(医療指導課)                  | ……………九  |
| ○福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例<br>(生活文化課)                              | ……………九  |
| ○福岡県立もち文化センター条例<br>(生活文化課)   | ……………一〇 |
| ○福岡県産炭地労働者体育施設条例の一部を改正する条例(労働政策課)                                    | ……………一二 |
| ○福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例   | ……………一二 |

## 公布された条例のあらまし

|  |         |
|--|---------|
| ○福岡県卸売市場条例の一部を改正する条例<br>(労働政策課)                  | ……………一二 |
| ○福岡県畳表格付条例の一部を改正する条例<br>(生産流通課)                  | ……………一三 |
| ○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例<br>(生産流通課)             | ……………一三 |
| ○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例<br>(建築都市管理課)       | ……………一三 |
| ○福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例<br>(警察本部警務課) | ……………一三 |

### ◇福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(議会事務局総務課)

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 市町の合併及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表四一の項の改正規定は、平成十八年十月一日から施行することとした。

### ◇公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の制定及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による有限会社法の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人県民税の税率の見直し及び定

率減税の廃止等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

（総務部総務事務センター）

- 1 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の制定に伴い、地方公務員災害補償法との均衡を図るため、通勤の範囲の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（保健福祉部障害者福祉課）

- 1 障害者自立支援法の制定により、児童福祉法の一部が改正され、知的障害児施設等の利用について、契約制度による利用が導入されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

（保健福祉部障害者福祉課）

- 1 障害者自立支援法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。

◇福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

（保健福祉部医療指導課）

- 1 障害者自立支援法の制定による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。

◇福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

（生活労働部生活文化課）

- 1 会社法の制定に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県立もち文化センター条例

（生活労働部生活文化課）

- 1 県民に文化活動の場を提供し、芸術文化の振興を図るため、福岡県立もち文化センターを設置することとした。
- 2 一 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、準備行為に係る規定は、公布の日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県産炭地労働者体育施設条例の一部を改正する条例

（生活労働部労働政策課）

- 1 経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県大牟田ハイツ体育施設を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十八年九月一日から施行することとした。

◇福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例

（生活労働部労働政策課）

- 1 経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立福岡勤労青少年文化センターを廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県卸売市場条例の一部を改正する条例

（農政部生産流通課）

- 1 会社法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県畳表格付条例の一部を改正する条例

（農政部生産流通課）

- 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十条の規定に基づき畳表の

日本農林規格の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。  
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市管理課)

1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 平成十八年十月一日付けをもって、八女郡上陽町を廃し、その区域を八女市に編入することとされたことに伴い、福岡県八女警察署及び福岡県黒木警察署の管轄区域を改めることとした。

2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。

条 例

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十六号

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第二号中「収監された」を「刑事施設に収容された」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十七号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表四一の項中「黒木町 上陽町」を「黒木町」に改める。

別表四四の項事務の欄へ中「第三十八条の四第二十一項」を「第三十八条の四第二十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表四一の項の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十八号

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「通勤」の下に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所となした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。)」を加える。

第七条第一項中「(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を削る。

第十条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県条例第三十九号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の四中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第二十条の五第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

第二十条の五の二を次のように改める。

（調整控除）

第二十条の五の二 所得割の納税義務者については、前条の規定による所得割の額から、法第三十七条に規定する金額を控除する。

第二十条の十第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を、施行令で定める金額に乗じて得た金額

第二十条の十第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 法第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第二十条の十第三項中「基いて」を「基づいて」、前項に規定する提出期限から三十日以内に、「」に改める。

第二十条の十の四を次のように改める。  
（分離課税に係る所得割の税率）

第二十条の十の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第二十条の十七第一項第一号ハの表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項第一号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号ニ中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第二十条の三十五第五項中「本項」を「この項」に改め、同条第六項中「、漁業近代化資金融通法」を「若しくは漁業近代化資金融通法」に改め、「若しくは林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第三条第一項及び第二項の規定による政府の助成に係る林業・木材産業改善資金」を削り、同条第八項、第九項、第十三項及び第十四項中「本項」を「この項」に改める。

第二十条の三十五の四第三項及び第五項中「本項」を「この項」に改め、同条第七項中「本項」を「この項」に、「、地方公共団体その他施行令で定める者」を「又は地方公共団体」に改め、同条第十項中「本項」を「この項」に改める。

第二十二条中「別表第二」を「別表」に改める。

第二十七条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第九十四条の二第一項及び第二項中「営業」を「事業」に改める。

第一百四条の三の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

付則第五条各号列記以外の部分中「利益の配当（所得税法第九十二条第一項）を「剰余金の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）」、利益の配当（同項）に、「本条」を「この条」に改め、「剰余金の分配」の下に「（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」を

加え、同条第一号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に、「本条」を「この条」に、「百分の〇・八」を「百分の一・二」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に改め、同条第二号中「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同条第三号中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に、「百分の〇・一」を「百分の〇・一五」に改める。

付則第五条の二の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

**第五条の三** 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、法附則第五条の四の規定により控除するものとして算出した金額を、当該納税義務者の所得割の額から控除する。

付則第六条第二項中「及び付則第五条第一項」を、「付則第五条及び前条」に改め、同項第一号中「百分の〇・五」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「及び付則第五条第一項」を、「付則第五条及び前条」に改める。

(県民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

**第七条** 法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第二十条の十の三及び第二十条の十の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十条の十の六第一項及び第二項並びに第二十条の十の八の規定の適用については、これらの規定中「第二十条の十の四」とあるのは、「第二十条の十の四並びに付則第七条第一項」とする。

付則第七条の二を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

**第七条の二** 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該

当する各事業年度に係る所得割については、第二十条の十七第一項第二号中「各事

業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得 百分の六・六」とあるのは

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得 | 百分の六・六 |
| 各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額        | 百分の七・九 |

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)」とする。

付則第八条の四第五項中「営業」を「事業」に改める。

付則第十条の三第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第三項第一号中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に、「並びに法第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」を、「法第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに法第三十七条」に改め、同項第四号中「第二十条の五の三及び付則第五条第一項」を「第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「付則第五条各号」に改め、同項第五号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に

、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

付則第十一条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下付則第十一条の三まで」を「次条第一項及び第二項並びに付則第十一条の三第一項」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項中「第二十条の五の三及び付則第五条」を、「第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同条各号」を「付則第五条各号」に

改め、同条第四項を削る。

付則第十一条の二第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 三十二万円

付則第十一条の二第一項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改め、同条第四項中「前項」を「同項」に改める。

付則第十一条の二の二中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に、「政令」を「施行令」に、「自治省令」を「施行規則」に改める。

付則第十一条の三第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 九十六万円

付則第十一条の三第一項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

付則第十二条第一項中「法附則第三十五条第四項において準用する法附則第三十四条第三項第三号」を「法附則第三十五条第四項第三号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第三項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「あるのは」を「あるのは、」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用がある場合における第二十条の四、第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三の規定の適用については、第二十条の四中「前条の規定によつて算定した総所得金額」とあるのは「前年の所得について算定した総所得金額、付則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第十二条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

付則第十二条の二第一項中「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等（以下この項、次条第二項並びに付則第十二条の二の四第一項及び第二項において「株

式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第一項及び第二項並びに付則第十二条の二の三第一項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「この譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下この項及び第五項並びに」を「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「附則第三十五条の二第八項第三号」を「附則第三十五条の二第五項第三号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「除く。」の下に「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額」を加え、「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を削る。

付則第十二条の二の二第一項中「当該特定管理株式の譲渡」の下に「（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「株式等」を「同法第三十七条の十第二項に規定する株式等（付則第十二条の二の四において「株式等」という。）」に改める。

付則第十二条の二の三第一項中「百分の一」を「百分の一・二」に改める。

付則第十二条の二の四第二項中「同項第一号に規定する」を削る。

付則第十二条の二の五第一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第三項中「第七項」を「第四項」とし、「その適用後の金額。」と、付則第十二条の二の三第一項を「その適用後の金額」とし、「と、付則第十二条の二の三第一項」に改める。

付則第十二条の三第一項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第二号中「第二十条の五の三及び付則第五条第一項」を「第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「付則第五条各号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

付則第二十六条及び第二十七条を削る。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

**第一条** この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条の三第十五項、第八項、第九項、第十三項及び第十四項、第二十条の三十五の四第三項、第五項、第七項及び第十項、第二十七条、第九十四条の二並びに第一百四条の三第一項の改正規定並びに付則第五条の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分に限る。）及び付則第八条の四第五項の改正規定 公布の日
  - 二 第二十条の十の四及び第二十二條第一項の改正規定、付則第七条の改正規定及び付則第十二条の二第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額」を加える部分に限る。）並びに別表第一を削り別表第二を別表とする改正規定 平成十九年一月一日
  - 三 第二十条の四の改正規定 平成二十年一月一日
- （県民税に関する経過措置）

**第二条** 改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の五第一項及び第二十条の五の二並びに付則第五条、第六条第二項、第十一条第一項、第十一条の二第

一項、第十一条の三第一項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二第一項、第十二条の二の三第一項並びに第十二条の三第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、第四項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第二十条の十の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新条例第二十条の十の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の四の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第二十条の十第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

##### (事業税に係る経過措置)

**第三条** 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

##### (不動産取得税に関する経過措置)

**第四条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、なお従前の例による。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例(昭和四十三年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

第二条第三項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第八条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第十一条第一項第四号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の三中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同条の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。  
別表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。  
備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第二十九条第二項に規定する

ところによる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第二条第二項及び第三項の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

福岡県立柏屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十一号

福岡県立柏屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福岡県立柏屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 福岡県立柏屋新光園においてその施設の使用し、又は各種検査若しくは診療を受けその他諸証書類の交付を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、この条例の定めるところにより、使用料又は手数料を納付しなければならない。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二第一項の規定により知事が指定施設支援に要した費用について障害児施設給付費を支給するとき。

二 児童福祉法第二十四条の二十第一項の規定により知事が障害児施設医療に要した費用について障害児施設医療費を支給するとき。

三 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により知事が入所措置を行うとき。

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条第一項の規定により知事が指定自立支援医療に要した費用について自立支援医療費を支給するとき。

附則



この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

#### 福岡県条例第四十二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

リテーションセンター条例の一部を改正する条例

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「身体障害者更生援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第二章第二節第二款の款名を次のように改める。

#### 第二款 障害者支援施設

第十五条第一項を次のように改める。

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十三条第二項の規定に基づき、障害者の自立を支援し、就労の機会の提供その他必要な授産を行うため、障害者支援施設(以下この款中「施設」という。)を設置する。

第十六条第一号中「法」を「身体障害者福祉法」に改める。

(福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

**第二条** 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例(昭和五十五年福岡県条例

第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十七条第二項」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十三条第二項」に、「身体障害者の更生援護」を「障害者の自立訓練その他必要な支援」に改める。

#### 附則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

#### 福岡県条例第四十三号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

改正する条例

(福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

**第一条** 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項第三号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第四号中「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に改める。

(福岡県青少年健全育成条例の一部改正)

**第二条** 福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第三号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

**第三条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

#### 附則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

#### 福岡県条例第四十四号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福岡県条例第三十一号)の一部を次

のように改正する。

第六条第二項及び第三項中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立ももち文化センター条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十五号

福岡県立ももち文化センター条例

(設置)

第一条 県民に文化活動の場を提供し、芸術文化の振興を図るため、福岡県立ももち文化センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

|               |        |
|---------------|--------|
| 名 称           | 位 置    |
| 福岡県立ももち文化センター | 福岡市早良区 |

(利用の承認等)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)

(第三条から第六条まで及び第九条の規定は、センターの利用の承認等について適用する。この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に、行わせるものとする。

- 一 センターの利用の許可に関する業務
- 二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(指定管理者の指定の手續)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた者を、指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- 四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報等が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第六条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第四条第一項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為、利用料金の設定に関して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、第二条、第四条及び第六条から第八条までの規定の例により行うことができる。

(利用の承認等に関する経過措置)

3 この条例の施行の前に福岡県立勤労青少年文化センター条例(昭和四十八年福岡県条例第十二号)第二条の規定によりなされた福岡県立福岡勤労青少年文化センターに

係る利用の承認等は、この条例の相当規定によりセンターの利用の承認等をなされたものとみなす。

別表(第六条関係)

一 大ホール

| 区分     | 午前九時から<br>正午まで | 午後一時から<br>午後五時まで | 午後六時から<br>午後十時まで | 午前九時から<br>午後五時まで | 午後一時から<br>午後十時まで | 午前九時から<br>午後十時まで |
|--------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 平日     | 一、八七〇円         | 二、七五〇円           | 三、五二〇円           | 三、五二〇円           | 五、九三〇円           | 七、二四〇円           |
| 土・日・休日 | 一、二四〇円         | 二、八五〇円           | 四、七五〇円           | 四、七五〇円           | 七、二五〇円           | 八、五九〇円           |

二 本館各施設

| 区分        | 午前九時から<br>正午まで | 午後一時から<br>午後五時まで | 午後六時から<br>午後九時まで | 午前九時から<br>午後五時まで | 午後一時から<br>午後九時まで | 午前九時から<br>午後九時まで |
|-----------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 小ホール      | 九、四九〇円         | 一、八七〇円           | 一、八七〇円           | 二、三六〇円           | 二、三、七四〇円         | 三、三、三三〇円         |
| 二階展示ホール   | 五、三四〇円         | 七、一一〇円           | 七、一一〇円           | 一、四六〇円           | 一、四、二四〇円         | 一、九、五八〇円         |
| 三階展示ホール   | 四、二七〇円         | 五、六九〇円           | 五、六九〇円           | 九、九六〇円           | 一、一、三八〇円         | 一、五、六五〇円         |
| 特別会議室     | 六、四二〇円         | 八、五四〇円           | 八、五四〇円           | 一、四、九五〇円         | 一、七、〇八〇円         | 二、三、四九〇円         |
| 会議室第一・二・三 | 二、六一〇円         | 三、五六〇円           | 三、五六〇円           | 六、一七〇円           | 七、一一〇円           | 九、七三〇円           |
| 第一研修室     | 四、二七〇円         | 五、六九〇円           | 五、六九〇円           | 九、九六〇円           | 一、一、三八〇円         | 一、五、六五〇円         |
| 第二研修室     | 三、二〇〇円         | 四、二七〇円           | 四、二七〇円           | 七、四七〇円           | 八、五四〇円           | 一、一、七四〇円         |
| 第三研修室     | 四、一一〇円         | 五、四八〇円           | 五、四八〇円           | 九、六〇〇円           | 一、〇、九七〇円         | 一、五、〇九〇円         |
| 第四研修室     | 四、一一〇円         | 五、四八〇円           | 五、四八〇円           | 九、六〇〇円           | 一、〇、九七〇円         | 一、五、〇九〇円         |

|       |        |        |        |         |         |         |
|-------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 視聴覚教室 | 三、二〇〇円 | 四、二七〇円 | 四、二七〇円 | 七、四七〇円  | 八、五四〇円  | 一一、七四〇円 |
| 音楽室   | 四、二七〇円 | 五、六九〇円 | 五、六九〇円 | 九、九六〇円  | 一一、三八〇円 | 一五、六五〇円 |
| 一般教室  | 四、二七〇円 | 五、六九〇円 | 五、六九〇円 | 九、九六〇円  | 一一、三八〇円 | 一五、六五〇円 |
| アトリエ  | 四、二七〇円 | 五、六九〇円 | 五、六九〇円 | 九、九六〇円  | 一一、三八〇円 | 一五、六五〇円 |
| 料理教室  | 六、四一〇円 | 八、五四〇円 | 八、五四〇円 | 一四、九五〇円 | 一七、〇八〇円 | 二三、四九〇円 |
| 和室    | 三、二〇〇円 | 四、二七〇円 | 四、二七〇円 | 七、四七〇円  | 八、五四〇円  | 一一、七四〇円 |
| 茶室    | 二、一三〇円 | 二、八四〇円 | 二、八四〇円 | 四、九七〇円  | 五、六八〇円  | 七、八一〇円  |
| 練習室   | 四、五二〇円 | 五、九三〇円 | 五、九三〇円 | 一〇、四四〇円 | 一一、八六〇円 | 一六、三七〇円 |

備考

一 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。

1 フットライト（六十ワット 十九個）

2 ボーダーライト（百五十ワット 二十個）

二 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合その他規則で定める場合の額は、この表に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

三 この表に掲げる利用時間を超えてセンターを利用する場合及び大ホールの利用者が練習準備等のために大ホールを利用する場合の額は、この表で定める額を基準として規則で定める。

四 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定める。

五 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。

六 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日という。

福岡県産炭地労働者体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県条例第四十六号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県産炭地労働者体育施設条例の一部を改正する条例

福岡県産炭地労働者体育施設条例（昭和四十六年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び大牟田ハイツ体育施設」を削り、同条第二項の表福岡県大牟田ハイツ体育施設の項を削る。

第五条第一号及び第二号中「又は水泳プール」を削る。

別表中「（第三条）」を「（第三条関係）」に改め、同表の一を削り、同表の二を同表とする。

附則

この条例は、平成十八年九月一日から施行する。

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十七号

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部を改正する条例

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和四十八年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表福岡県立福岡勤労青少年文化センターの項を削る。

第三条第一項中「福岡県立福岡勤労青少年文化センター」にあっては別表第一に、福岡県立北九州勤労青少年文化センターにあっては「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削る。

別表第二中「（第三条）」を「（第三条関係）」に改め、同表を別表とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十八号

福岡県卸売市場条例の一部を改正する条例

福岡県卸売市場条例（昭和四十六年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第九条第四号中「資本」を「資本金」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県畳表格付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十九号

福岡県畳表格付条例の一部を改正する条例

福岡県畳表格付条例（昭和四十八年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第二項」を削る。

第三条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十八条」を「畳表の日本農林規格」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五四の項中「第三十八条の四第二十一項」を「第三十八条の四第二十項」に改める。

附則

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十一号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表福岡県八女警察署の項管轄区域の欄中「八女市」の下に「（福岡県黒木警察署の管轄区域を除く。）」を加え、同表福岡県黒木警察署の項を次のように改める。

|          |        |                                     |
|----------|--------|-------------------------------------|
| 福岡県黒木警察署 | 八女郡黒木町 | 八女市のうち、上陽町上横山、上陽町北川内、上陽町久木原及び上陽町下横山 |
|          |        | 八女郡のうち、黒木町、矢部村及び星野村                 |

附則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)